

## 社会保険労務士法人 f u | f i | | より改正情報！

法改正情報 2019年4月より大きな法改正が順次進められます。この度の改正により様々な制度の整備などが必要になってきます、是非ご相談ください。



### 「働き方改革関連法案」成立

厚生労働省 HP「働き方改革の実現に向けて」より抜粋

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

2018年6月29日、参院本議会で「働き方改革関連法案」（正式名称:働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案）が可決・成立しました。同法案は、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法（パート法）、労働契約法、労働者派遣法の労働法の改正を行う法律の通称です。

主な改正内容と施行期日は下記のとおりです。

#### ★2019年4月施行

##### ① 時間外労働の上限規制

- ・適用猶予（施行日から5年間）：自動車運転業務、建設業務、医師、鹿児島・沖縄県の砂糖製造業
- ・36（※1）協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられます。36協定で定める時間外労働及び休日労働事項に関して、新たに36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針（※2）が策定されました。

（※1）36協定届の記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf>

（※2）<https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

- ② 年次有給休暇（年5日）を使用者が時季指定し付与
- ③ 高度プロフェッショナル制度の創設
- ④ フレックスタイム制度見直し（精算期間の延長など）
- ⑤ 労働時間の状況の把握の義務化
- ⑥ 産業医等の機能強化
- ⑦ 健康情報取扱規程策定が義務化
- ⑧ 勤務間インターバル制度の導入（努力義務）



#### ★2020年4月施行

- ⑨ 短時間・有期雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止
- ⑩ 労働者の待遇に関する説明義務の教化
- ⑪ 行政による履行確保および裁判外紛争解決手続きの整備
- ⑫ 派遣労働者と派遣先労働者との不合理な待遇の禁止

#### ★2023年4月施行

- ⑬ 月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%以上（中小企業に対する猶予措置廃止）